

## 2. 院内感染発生医療機関支援事業

### 1 事業内容

新型コロナウイルス感染症の院内感染が発生し、院内感染に対応するために空床や休床を確保した医療機関に対して病床確保料等を補助することにより、新型コロナウイルス感染症患者の積極的な受入を促進する。

### 2 対象施設

都内の新型コロナウイルス感染症患者の入院医療を行う医療機関

### 3 実施期間

令和5年10月1日から令和6年3月31日まで

※病床確保料の対象期間は、院内感染が発生した日から、最後の陽性者が療養解除となった日までの期間に限る。

### 4 補助条件

#### (1) 補助対象となる病床の考え方

ア 院内感染の発生により、新型コロナウイルス感染症患者が入院した病床であり、当該患者が退院した後に病室の閉鎖などの事情により一定期間、空床にする必要がある病床

イ 院内感染の発生により、病室の閉鎖などの事情により休止せざるを得ない病床

ウ 上記ア、イのいずれかを満たし、実施要綱第3条の(1)に係る事業の病床確保料の補助対象外の病床であること。

ただし、院内感染による新型コロナウイルス感染症患者が「新型コロナウイルス感染症の令和5年10月以降の医療提供体制の移行及び公費支援の具体的内容について（令和5年9月15日付厚生労働省新型コロナウイルス感染症対策本部事務連絡）」に基づく、中等症Ⅱ・重症患者、特別な配慮が必要な患者及び医師の判断で特に高いリスクが認められる患者であり、実施要綱第3条の(1)に係る事業の補助対象病床に入院が可能であるにもかかわらず、特段の事情もなく補助対象外の病床に入院させた場合は、実施要綱第3条の(1)に係る事業の病床確保料を補助対象外とする。

(2) 補助対象となる期間は院内感染が発生した日から、最後の陽性者が療養解除となった日（上限）までの期間とする。

(3) G-MIS に新型コロナウイルス感染症患者の入院受入状況等（外部からの受入実績及び院内感染により発生した患者数等）を入力すること。なお、新型コロナウイルス感染症患者の受入実績がない場合もG-MISの入力は行うこと。

(4) MIST を通じて都に受入可能病床数を報告し、常に最新の情報に更新していること。

- (5) 院内感染収束後も積極的に外部から新型コロナウイルス感染症患者を受け入れることとし、院内感染収束後は積極的に外部から新型コロナウイルス感染症患者を受け入れる旨を記載した書面を都と締結すること。

## 5 対象経費

- (1) 院内感染の発生により、陽性患者が入院した病床であり、当該患者が退院した後には病床の閉鎖などの事情により一定期間、空床にする必要がある病床に係る経費
- (2) 院内感染の発生により、病室の閉鎖などの事情により休止せざるを得ない病床に係る経費
- (3) 個人防護具経費

## 6 補助基準額

### (1) 病床確保料（1床当たり）

#### ア 特定機能病院等

・ICU内の病床を運用及び休止する場合	174,000円/日
・HCU内の病床を運用及び休止する場合	85,000円/日
・確保病床相当の病床を運用する場合	30,000円/日
・上記以外の病床（療養病床を含む）を運用及び休止する場合	16,000円/日

#### イ その他医療機関

・ICU内の病床を運用及び休止する場合	121,000円/日
・HCU内の病床を運用及び休止する場合	85,000円/日
・確保病床相当の病床を運用する場合	29,000円/日
・上記以外の病床（療養病床を含む）を運用及び休止する場合	16,000円/日

※ 上記に係る休止病床については、稼働病床1床あたり1床まで（ICU・HCU病床は2床まで）を補助の上限とする。なお、休止病床については、当該病床を休止する前の区分により病床確保料を適用する。

※ 「特定機能病院等」とは、特定機能病院及び特定機能病院と同程度に新型コロナウイルス感染症の重症患者を受け入れている医療機関とする。特定機能病院と同程度に新型コロナウイルス感染症の重症患者を受け入れている医療機関は、具体的には、体外式膜型人工肺による治療を行う患者が延べ3人以上の月又は人工呼吸器による治療を行う患者が延べ10人以上の月がある医療機関とする。

※ 「確保病床相当」とは、移行計画に基づく、中等症Ⅱ・重症患者、特別な配慮が必要な患者及び医師の判断で特に高いリスクが認められる患者を受け入れる病床及び院内感染で対応した患者が中等症Ⅱまで増悪したことを踏まえ、院内感染収束後は中等症Ⅱの患者を受け入れる病床とする。

(2) 個人防護具

3,600 円/人

※ 段階 1 から段階 3 の期間中に生じた経費のみ補助対象とする。

7 補助率

10分の10